

## 「待機児童解消加速化プラン」の実施方針に基づく平成25年度追加事業（9月補正分）

事業名	事業内容	実施主体	補助基準額	補助率	効果	予算規模	本市負担額
1 育外保育士支 認可外保取得 施設取得業 援	認可外保育施設に雇用資格要件を受用し、当該施設が保育士1人以上に受用しているが、養成施設を受用して有する者及び養育士受用の受講料等を取り、等及者の受代補助を行う。	市、指定都市、核都市、さいたま市、は、度お 及、び埼玉核市、は、度お ※いたま市5として 既た業に業す	(a)養成施設受講料等 本事業の対象となる 保育士1人の受 講に要した経費とし、 300千円を上限とし、 (b)代替保育従事者雇 上費 1日当たり5,920円	4 3 都指中核市 金・4 1	認可外保育施設指導監督基準では、概ね3分は看護士以上の資格と必要があり、まが不足が深刻化する。認可外保育士の増えが速に育外保育の資格取得の量が認可保育の質を確保できる。	2,000千円 (200千円×10人)	500千円
2 育改等 育士臨 遇特 善業 業	(a)基本事業の民間を保育所運営等改善に、善を私立保育所に交付する。 (b)その他事業に関する費用を、(a)の事業における費用に要する。	市町村	(a)基本事業の平均勤続年数により、別に1%～4%加算 (b)その他事業保育所1か所につき150千円	定額	保育士等の平均勤続年数に合わせた給与改善を促進。この助成事業で、市内私立保育所20園約332人分の給与を月額6,600円程度引き上げる。	26,351千円	0千円 ※事務処理費として、3,000千円の歳入あり。 (150千円×20箇所)
合計						28,351千円	500千円